

## 「博物館法制度の在り方の見直し」に関する議論のとりまとめについての意見書

全国文学館協議会

全国文学館協議会は、文学館相互の交流を目指し、1995年に発足した相互扶助団体で、会員館は2021年8月現在で104館、このほか3社が賛助会員として所属しています。

文学館には、対象を限定しない総合文学館、特定の分野に特化した専門文学館（詩歌文学館や俳句文学館など）、地域文学館、個人記念館など様々な種類があり、図書館内の文庫など付帯施設を含めると全国に745に上る「文学資料を公開する施設」が存在し（木原直彦編「文学館等一覧」全国文学館協議会会報69号掲載）、文化施設の一分野を形成しています。

今回の「博物館法制度の在り方の見直し」に関する議論のとりまとめを頂戴いたしまして、簡単ではございますが当協議会の意見を以下の通り提出させていただきます。

## 資料1 これからの博物館に求められる役割

## 1-2 これからの博物館に求められる役割（P.9）

→今回の法改正で「デジタル・アーカイブ」の構築、それを多くの人に届けることの大切さがうたわれていますが、予算措置、公開の責務、教育への貢献など、その詳細については問題が残っています。とりわけ、「美術」と「文学」では相違点が多く、既にできている「文化遺産オンライン」の内容の再検討も含め、今後の検討とともに、「文学資料」も一つの文化遺産として扱われることを望みます。

## 資料2 登録制度について

## 2-1 現行制度の課題とこれまでの議論／2-2 新しい登録制度の方向性について

## ①登録制度から認証制度への転換（P.11）／審査時の状態を維持・向上させる仕組み（P.13）

→全国文学館協議会会員館の中には現在9館の登録博物館がありますが、小規模な施設がその大多数を占める文学館にとって、認証制度への移行は手続きに係る負担の増大を招くのではないかとの懸念が示されました。10年に一度という期間であっても、公益財団法人の審査等、既に継続して受けている別の審査との両立を通常業務と並行しながら行うことを想定すると、不安が残ります。

## 2-2 新しい登録制度の方向性について

## （審査基準）（P.12）

→審査基準の中に、利用者数が入らないことを要望します。

審査に第三者機関などがあたるとしても、その中心的な役割を果たすのは地方自治体など行政になることが予想され、行政の評価は利用者数に傾きがちという印象があります。指定管理者制度の導入や議会対策などで既にそのような実態があるのではないのでしょうか。

わかりやすい「基準」ということで利用者数が入るなら、究極的には「人が来ればいい」という博物館の観光施設化を強めるという現象にもつながりかねず、博物館のあり方を問い直す必要があると思います。

→当協議会の加盟館をみても、その規模はさまざまで、個人で運営している文学館もあります。予算や人材の違いを数字上の判断に依って不公平な扱いがなされないことを望みます。  
→小規模館が多いことから、法改正にあたって、大規模・中規模・小規模といった分類を設けることが必要ではないでしょうか。

#### (審査主体・プロセス) (P.12)

→審査にあたる「専門家組織(第三者組織)」のなかに、対象館の分野に対する豊かな知見を持つ人材が含まれるようにする(文学館であれば文学についての知見を持つ人材)ことが必要だと思われます。

#### 【分野のイメージ】(P.14)

→「館種・資料」の項目に、「文学」を明記してほしい、博物館法内で文学館を博物館の一類型として認知・明文化していただきたいというのが、今回の協議会からの第一の要望です。

博物館法第二条で定義されている通り、「博物館」は「歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等」の資料を収集・保管・展示・調査研究する目的の施設であり、ここで挙げられている「芸術」という言葉は「美術」のみならず、「文学」「音楽」「舞台」「映画」なども指します。本来、博物館の扱う分野として美術以外の芸術分野も独立して認識されるべきではないでしょうか。

しかし現状では、社会教育調査などでは文学館は「歴史」に分類されており、2017年に改正された「文化芸術基本法」でも、「美術館、博物館、図書館等」とあり、「文学館」の名はありませんでしたが、多くの地域文学館の存在は同「文化芸術基本法」の「地方文化芸術推進計画」の趣旨に大きく寄与できるものと言えます。冒頭で当協議会の歴史、全国の文学資料展示施設の規模についてご紹介させていただきました通り、「文学館」が広く認識され、多くの人々に親しまれているという「新しい現実」への理解を踏まえた法改正を望みます。  
→「基本的機能」の項目に、「展示」が記載されていたほうがいいのではないのでしょうか。

### 3. 学芸員制度について

#### 上位の資格 (P.15)

→自治体によって異なるとはいえ、学芸員の身分や待遇は、実質的には行政事務職の下に位置づけられるケースが多く、指定管理者制度によってその格差がさらに広がっている印象を受けます。学芸員の処遇等の改善と、その前提となる専門性の向上に取り組むのであれば、再度検討していただきたいと思います。

#### 大学の設置する養成課程 (P.15)

→現行の大学の学芸員過程での選択必修科目に「文学(史)」が含まれず、資格を取得しても「文学を専門とする学芸員」とは言いにくい面がありました。博物館施設の各分野の学問領域が選択必修科目に含まれるような形での養成課程になることを望みます。

#### 現在の学芸員資格よりも高度な資質や経験 (P.15)

→博物館施設はその対象分野によって取り扱う資料や展示方法が全く異なるため、大学の養成課程の教育内のみで「専門性」を追求するのは難しいのではないのでしょうか。現場の基礎を身に付けさせるためには勤務館での研修や、他館(できれば異なる分野の館)で長期研修を行うような制度を設ける、など「学芸員の高度な専門性を奨励」するために必要なこと、「学芸員の専門性」とは何かを再確認することが必要と考えます。

#### その他

・文学館が博物館の一類型として認知されてこなかったためか、他の分野の施設に比して利用できる助成制度が少なく、改善を望みます。

・文学館が資料として扱うその中心となる近代以降の紙資料は、劣化対策が急務である酸性紙であり、その保存・収集・公開を行う施設である文学館が果たす役割について広く認知されることとともに、作家の直筆原稿などの近代文学資料の中でも特に貴重なものについては、「文化財」に匹敵する登録制度を定められることを望みます。

・博物館法第二十条から二十二条に記されている「博物館協議会」と、現在ある「日本博物館協会」とは別組織と思われませんが、名前が類似しており間違いやすく、正しい規定が必要だと思われます。

以上